

他道府県における産業廃棄物税の概要

資料 2 - 1

令和4年8月現在

道府県名	施行年月日	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
北海道	平成18年10月1日	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
青森県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
岩手県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
宮城県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
秋田県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/t	課税	制度継続
山形県	平成18年10月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
福島県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1/2	課税(軽減あり)	制度継続
新潟県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
愛知県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	制度継続
三重県	平成14年4月1日	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	制度継続
滋賀県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	制度継続
京都府	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
奈良県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
鳥取県	平成15年4月1日	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	制度継続
島根県	平成17年4月1日	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
岡山県	平成15年4月1日	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
広島県	平成15年4月1日	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
山口県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続

道府県名	施行年月日	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
愛媛県	平成19年4月1日	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t ・他者処分場の設置費用負担者は750円/t	課税(軽減あり)	制度継続
福岡県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税	課税	制度継続
佐賀県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
長崎県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
熊本県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・指定副産物(石炭灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免 ・自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免	課税(軽減あり)	制度継続
大分県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税 ・年間搬入量1万t超は税率軽減	課税	制度継続
宮崎県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
鹿児島県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
沖縄県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除 ・最終処分業者設置の最終処分場がない離島で発生した産業廃棄物を市町村が設置した最終処分場に搬入する場合免税	課税(軽減あり)	制度継続

(注)税額の※は減免等があるもの

令和4年愛媛県調査結果を基に作成